

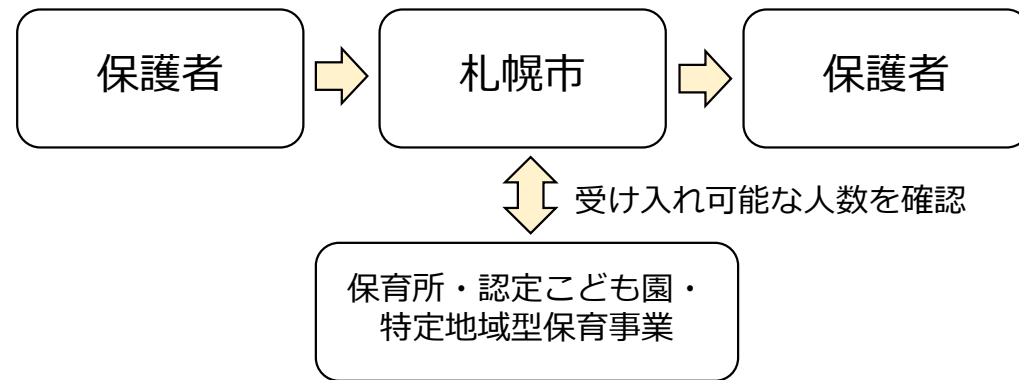
認可保育所等の利用調整 について

札幌市子ども未来局 支援制度担当部
保育推進課 保育企画係

利用調整とは

認可された保育所・認定こども園（保育所部分）・特定地域型保育事業へ入所を希望するときは、保護者がお住まいの市町村（札幌市の場合はお住まいの区の保健センター 子ども家庭福祉係）へ申込みます。

市町村は受け付けた利用申込みについて、希望する施設へ入所可能か調整を行います。調整結果に応じて、市町村から保護者へ「利用調整結果通知書（承諾または保留）」が発行されます。



利用調整の種類

利用調整は、年度途中で入所希望の児童を対象に行う利用調整と、新年度（4月1日）に入所希望の児童を対象に行う利用調整があります。

入所時期	受付時期	結果公表
新年度（4月1日）	一次選考：例年11月中 二次選考：例年一次選考締切後～2月上旬	一次選考：1月下旬 二次選考：3月上旬
年度途中（4月1日以外）	随時。ただし、調整開始は入所希望日の2か月前から。 （申込をした週の金曜日が入所希望日の2か月前を切っている場合は、申込日の翌週から調整開始）	入所が可能となったタイミングで随時保護者へ連絡

利用調整の流れ（その1）



札幌市では、保護者がお住まいの区の保健センター 子ども家庭福祉係で、認可保育所等の利用申込みを受け付けています。中央区にお住まいのお子さまが豊平区にある施設の利用を希望するなど、お住まいの区以外にある施設を希望することも可能です。

子ども家庭福祉係では、保護者へ申込前に施設を見学するようお願いしています。保護者から見学の申し出があった際は、日時調整などのご対応をお願いいたします。

利用調整の流れ（その2）



子ども家庭福祉係では、保護者から提出された申込書類に基づき、利用調整のための評点を行います。年度途中の利用調整は原則週1回実施、新年度（4月1日入所）の利用調整は、一次利用調整と二次利用調整の2回調整を実施します。

入所決定する人数は、あらかじめ施設へ確認した「受け入れ可能人数」を上限とします。



※ 年度途中の利用調整では、新年度の利用調整で受け入れ可能人数の上限に達しなかった場合や、退所等により空きが出た場合に調整を行います。

利用調整の流れ（その3）



利用調整の結果は、札幌市から保護者や入所予定の施設にお知らせします。

入所が決まった場合は、保護者は入所前に施設とオリエンテーションをしていただき、持ち物などの説明を受けていただきます。

入所が決まった児童の保護者には、子ども家庭福祉係から入所後2週間程度は「ならし保育」が必要となることを案内します。

幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の入園について

幼稚園や認定こども園（幼稚園）部分に入園を希望するときは、保護者が直接施設に申込みます。

入園する児童は、札幌市が利用調整を行うのではなく、施設で決定します。入園が決定したら札幌市へ提出する申請書などを保護者に記入してもらい、取りまとめて札幌市へ提出します。

	受ける認定	利用調整
幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）	1号	なし（施設で決定）
保育所・認定こども園（保育所部分）・特定地域型保育事業	2号または3号	あり（札幌市が決定）

※ 認定こども園の幼稚園部分（1号）から同じ施設の保育所部分（2号）へ移行を希望する場合は、利用調整時に優先されます。

